

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度 柴島浄水場ろ過池覆蓋 修繕	45:その他材料	(株) 前澤エンジニアリングサービス	23,100,000	令和5年10月18日	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号	G31	
2	多機能型消防艇「まいしま」(その2)修繕	39:船舶・航空機・鉄道	(株) 新来島サノヤス造船	1,980,000	令和5年10月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	随意契約理由書記載のとおり	
3	令和5年度大阪市中央卸売市場東部市場不活性ガス消火設備修繕	59:消防・防災用品	ニッタン(株)	3,520,000	令和5年11月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
4	胃部エックス線検査画像等確認用端末一式 買入	27:医療用機器	コニカミノルタジャパン(株)	2,816,000	令和5年11月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
5	ろ過式集じん装置用ろ布(鶴見斎場)買入	19:産業用機器	ホーコス(株)	4,958,800	令和5年12月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
6	令和5年度 フレームレス原子吸光光度計 修繕	28:理化学機器	金陵電機(株)	2,317,700	令和5年12月13日	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号	G31	

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 柴島浄水場ろ過池覆蓋 修繕

2 契約の相手方

(株)前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置しているろ過池覆蓋の修繕を行い、機能回復を図るものである。

ろ過池覆蓋は、浄水処理過程で発生するオゾンの気散防止と、藻類抑制を目的とした遮光用として設置されたもので、定期調査の結果、ろ過池覆蓋用パッキンに著しい劣化が見られたため、今回パッキンを取替え、ろ過池覆蓋の修繕を行うものである。

当該設備は、(株)前澤エンジニアリングサービスが独自に設計、製作したものであり、当該パッキンについても、3系並びに4系ろ過池覆蓋に使用されているろ過池アルミニウム合金覆蓋用専用の製品であり、他社製品では適合せず当該業者のみが直接販売元である。

また、本修繕について他の業者が履行し、設備にオゾン気散等の障害が発生した場合、その原因が当該パッキンなのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり責任の所在が不明確になることから、修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもちたせることができる唯一の業者は、当該パッキンの直接販売元である(株)前澤エンジニアリングサービスである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場(電話番号 06-6815-2353)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

多機能型消防艇「まいしま」(その2) 修繕

2 契約の相手方

株式会社新来島サノヤス造船

3 随意契約理由

現在、上記業者において多機能型消防艇「まいしま」の修繕作業を実施しており、修繕作業中に契約内容以外の項目である開放整備中の主機関内部や、航行動力を伝える逆転減速機の内部等において不良箇所が発見されたものである。これらの不具合は航行に支障をきたすものであるため、整備を行うものである。

当該不具合箇所については、現在履行中の修繕箇所と別の箇所であるが、当該修繕を再度入札に付すると主機関内部の再度の分解組立が必要となり、消防艇の入出渠及び再据付の経費も必要となる。

そのため、上記業者で不良箇所の取替及び修理を行うことによって、履行期間の短縮、経費の節減を確保できることから、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

5 担当部署

消防局警防部警防課(機械器具開発) (電話番号 06-4393-6556)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和5年度大阪市中央卸売市場東部市場不活性ガス消火設備修繕

2 契約の相手方

ニッタン株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本修繕は、消防法施行規則第19条の改正により仲卸売場棟CO₂ボンベ室内の配管に閉止弁の取付け等を行うものである。

閉止弁の取付け後は、不活性ガス消火設備が正常に動作するかの確認を行う必要があり、施工にあたっては、機能維持の観点から既存機器との整合が必要不可欠である。そのため、製造業者独自の専門知識、技術力及び機器設備及び制御系の技術情報が必要であり、その独自の専門知識及び技術情報は製造業者であるニッタン株式会社のみが有している。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であるニッタン株式会社関西支社と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備グループ（電話番号 06-6756-3955）

随意契約理由書

1 案件名称

胃部エックス線検査画像等確認用端末一式 買入

2 契約の相手方

コニカミノルタジャパン株式会社

3 随意契約理由

今回調達予定である「画像等確認用端末（以下、端末という）」は、本市が実施する胃がん検診（胃部エックス線検査）の実施時に収集した画像を、乳がん検診の読影システムで運用している既存サーバの空き容量を活用して保管するシステムである。

乳がん検診の読影システムで運用中の既存サーバに画像を保存するためには、今回導入する端末に画像管理用ソフトウェアをインストールする必要があるが、当該ソフトウェアは運用中の乳がん検診の読影システムのサーバを保守しているコニカミノルタジャパン株式会社が提供するものであり、他社では対応ができない。

以上のことから、本件の買入について、上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康づくり課成人保健グループ（電話番号 06-6208-9854）

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（鶴見斎場）買入

2 契約の相手方

ホーコス株式会社

3 随意契約理由

今回買入の鶴見斎場ろ過式集じん装置用ろ布は、ホーコス株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品であり、排ガス性状（量・温度・流速・圧力損失等）を考慮して、当該会社が独自の技術により設計・製作したものである。したがって、本部品はろ過式集じん装置と一体であり、形状・寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、ホーコス株式会社製を選定するものである。

よって、本部品は、ホーコス株式会社が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため、ホーコス株式会社を特名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 斎場霊園担当（電話番号 06-6630-3137）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 フレームレス原子吸光光度計 修繕

2 契約の相手方

金陵電機株式会社

3 随意契約理由

本業務は、フレームレス原子吸光光度計（アジレント・テクノロジー株式会社製 AA240Z）（以下、「本装置」という。）の部品交換、各部の分解清掃及び調整を行い、機能回復を図るものです。

本装置は、水道水質検査等に使用する極めて高い精度が要求される装置であり、本装置専用に成型及び加工され、一般に販売されていない精密部品を使用し、本装置特有の技術仕様に基づいて製造されたものです。

このため、業務の履行にあたり、一般に販売されていない専用の精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

よって、本業務の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、関西一円を責任地域とする唯一の販売店であることが製造メーカーから証明されている金陵電機株式会社のみとなります。

よって、上記業者と契約締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部水質試験所（電話番号 06-6907-4482）